

加入者各位

豊田通商健康保険組合
常務理事 別府幸典**健康保険証等の氏名における「外字対応」の終了について**

平素は当健康保険組合の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて表題の件、これまで資格取得届等の氏名は「JIS規格にない外字（※1）」についても対応してまいりました。しかしながら、政府の方針によるマイナンバー制度に伴う他機関との情報連携や電子申請の推進により、他機関などへのデータ交換において外字文字が表示されないなど事務処理上の支障をきたしておりますので、2022年10月1日申請分より受付可能な漢字はJIS第1水準・第2水準漢字のみとし、新規申請分の「外なお、既に発行済の保険証の差替えはしませんので、引き続きご使用くださいますようお願いいたします。

※1 外字とはコンピュータ機器の文字システム（JIS規格コードなど）にあらかじめ登録されていない文字を健保組合内で外字エディタ等を用いて字形を作成し、個別登録した文字のこと。

記

1. 受付可能文字（新登録ルール）

2022年10月1日以降に受付可能文字は以下の通りです。

資格取得届、異動届を提出される場合は、以下の文字で届出くださいますようお願い致します。

区分	漢字	カタカナ	アルファベット
日本国籍	○	○	×
外国籍	<u>JIS第1水準・第2水準漢字のみ</u>		○

※JIS第1水準・第2水準漢字表は[こちら](#)

●登録可能な漢字の具体例（一例）

JIS第1水準・第2水準漢字		外字（使用不可）
高	⇒	高（はしごだか）
崎		崎（たちざき）
吉		吉

2. 注意事項

- 既に発行済の保険証は差替えません。
現在の保険証を引き続きご使用ください。

- 健康保険証の再交付について
10月以降に滅失、氏名変更、事業所転籍、定年再雇用による記号番号変更等があった場合には、新登録ルールにて発行します。また、**今後健保からお送りする各種通知書、証明書等も新登録ルールでの表記となります。**
姓に外字が含まれる被保険者で被扶養者の認定が発生した場合、健康保険証の被保険者名の表記が被保険者と被扶養者と異なりますが、ご利用にあたって問題はございません。

- 現在登録されている外字について
JIS 第1水準・第2水準漢字への変更を確認中です。決まり次第ご連絡させていただきますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

3. 実施時期

2022年10月1日申請分より

4. 問合せ先

豊田通商健康保険組合 適用チーム

TEL:052-584-5053

E-mail: 1237-tekiyo@dist.toyota-tsusho.com